



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年11月10日金曜日 第1811号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認(今治市).....	968
字の区域の変更(").....	968
新たに生じた土地の確認(今治市).....	968
字の区域の変更(").....	968
新たに生じた土地の確認(今治市).....	968
字の区域の変更(").....	968
新たに生じた土地の確認(今治市).....	969
字の区域の変更(").....	969
新たに生じた土地の確認(今治市).....	969
字の区域の変更(").....	969
新たに生じた土地の確認(今治市).....	969
字の区域の変更(").....	969
新たに生じた土地の確認(今治市).....	969
字の区域の変更(").....	969
新たに生じた土地の確認(今治市).....	969
字の区域の変更(").....	970
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	970
指定医師の所在地の変更.....	971
指定医師の辞退の届出.....	971
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	971
解除予定保安林.....	972
道路の区域変更(県道桜井山路線).....	972

公 告

歯科診療システムの購入.....	972
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	973

雑 報

裁判手続開始の決定の公告.....	973
-------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1635号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
今治市波方町波方字石持甲1571の4、甲1614の3、甲3647の4、乙481の50、乙482の2及び乙483の3の地先	11 811 90

○愛媛県告示第1636号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
波方町波方字石持	今治市波方町波方字石持甲1571の4、甲1614の3、甲3647の4、乙481の50、乙482の2及び乙483の3の地先公有水面埋立地	11 811 90

○愛媛県告示第1637号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
今治市吉海町仁江2026の2、2177から2180まで、2183、2192及び2192の2の地先	1 431 28

○愛媛県告示第1638号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
吉海町仁江	今治市吉海町仁江2026の2、2177から2180まで、2183、2192及び2192の2の地先公有水面埋立地	1 431 28

○愛媛県告示第1639号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
今治市吉海町仁江2026の2、2026の3、2177及び2178の地先	1 030 58

○愛媛県告示第1640号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
吉海町仁江	今治市吉海町仁江2026の2、2026の3、2177及び2178の地先公有水面埋立地	1,030.58

○愛媛県告示第1641号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市宮窪町宮窪2608、2609の1、2609の2、2775、2776の1、2776の2及び7879の2の地先	5,436.23

○愛媛県告示第1642号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
宮窪町宮窪	今治市宮窪町宮窪2608、2609の1、2609の2、2775、2776の1、2776の2及び7879の2の地先公有水面埋立地	5436.23

○愛媛県告示第1643号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市宮窪町宮窪2777、2795、2812の5、2812の8、2822の2、2822の8及び2822の9の地先	3,614.34

○愛媛県告示第1644号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
宮窪町宮窪	今治市宮窪町宮窪2777、2795、2812の5、2812の8、2822の2、2822の8及び2822の9の地先公有水面埋立地	3,614.34

○愛媛県告示第1645号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市宮窪町宮窪7879の2の地先	4,944.30

○愛媛県告示第1646号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
宮窪町宮窪	今治市宮窪町宮窪7879の2の地先公有水面埋立地	4,944.30

○愛媛県告示第1647号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市宮窪町宮窪7879の2の地先	283.85

○愛媛県告示第1648号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
宮窪町宮窪	今治市宮窪町宮窪7879の2の地先公有水面埋立地	283.85

○愛媛県告示第1649号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
今治市宮窪町宮窪7879及び7879の2の地先	443.49

○愛媛県告示第1650号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
宮窪町宮窪	今治市宮窪町宮窪7879及び7879の2の地先公有水面埋立地	443.49

○愛媛県告示第1651号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 渡邊光廣

2 事業場の名称及び所在地

新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号

3 特定施設に関する事項

銅めっき試験装置

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第66号 電気めっき施設	
特定施設の能力	1日当たり108キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0～3.0 最大 2.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 6.5 最大 12.0

浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.05 最大 1.4
りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 70 最大 72

4 汚水等の処理施設に関する事項

汚水処理施設Ⅲ

設置年月日	平成16年5月4日					
処理施設の種類	物理処理及び化学処理					
処理施設の型式	還元法、中和法、イオン交換法及び活性炭吸着法					
処理施設の構造	ポリエチレン及びステンレス鋼等					
処理施設の主要寸法	縦 57メートル 横 12.5メートル 高さ 10メートル					
処理施設の能力	1日当たり2,940立方メートル処理					
汚水等の処理の方式	還元法、中和法、イオン交換法及び活性炭吸着法					
処理施設の使用時間間隔	連続					
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間					
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し					
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前			処理後	
		イオン交換系	還 元 系	脱 脂 系	還 元 系	還 元 系
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.0～8.0 最大 4.0～8.6	通常 4.0～12.0 最大 3.0～13.0	通常 6.0～10.0 最大 5.0～11.0	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6	
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.5 最大 7.9	通常 5.4 最大 8.2	通常 6.0 最大 8.0	通常 4.9 最大 7.4	
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2.1 最大 3.5	通常 7.6 最大 13.6	通常 6 最大 10.3	通常 7.4 最大 9.8	
りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 0.7	通常 0.5 最大 0.8	通常 1.0 最大 1.0	通常 0.5 最大 0.8		
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 2,224 最大 2,421	通常 83 最大 96	通常 56 最大 64	通常 429 最大 474		

備考 活性炭フィルターを追加設置して新設する特定施設から発生する汚水を処理する。なお、処理水の一部は、系内循環水として再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.5 最大 8.4
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10

窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.1
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.45 最大 0.81
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,090 最大 2,397

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1652号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
西村藤夫	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	にしむら整形外科	八幡浜市字沖新田1510番139	平成18年9月3日
成岡純二	市立周桑病院	西条市壬生川131番地	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成18年10月1日

○愛媛県告示第1653号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由	整形外科	西条中央病院	松本彰男	西条市朔日市804	平成18年5月31日
"	脳神経外科	医療法人緊愛会石川病院	岡崎敏之	四国中央市上分町732番地2	平成18年10月2日

○愛媛県告示第1654号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成18年10月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号及び第4	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関	法第2条第2項第2号から第4号までに		法第2条第2項第1号、第2号及び第4	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関	法第2条第2項第2号から第4号までに

	号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘
2～7 省略				2～7 省略			

○愛媛県告示第1655号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所

- 八幡浜市郷8番耕地210の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市国分六丁目554番3から 同市国分二丁目208番6地先まで	旧	メートル 6.6～16.3	キロメートル 1.163	
			新	12.0～18.5	1.163	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入札に付する事項

- (1) 件名
歯科診療システムの購入
- (2) 購入物品名及び数量

歯科診療システム1式（使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、配線、調整等1式を含む。）

- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成19年3月8日
- (5) 納入場所
子ども療育センター
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額

の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、差の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理課総務管理課用品調達係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限
平成18年12月8日（金）午前10時30分

- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
平成18年12月8日（金）午前10時30分
愛媛県庁舎 第二別館1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Dental Care System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:30 a m . , 8 December 2006
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年11月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年10月31日	NPO法人 能島の里を発展させる会	菅原恒夫	愛媛県今治市宮窪町宮窪2648番地の1	この法人は、豊潤な瀬戸内海の自然の保全・活用を広め、人と自然との調和に努めながら、文化的・精神的・経済的に豊かな生活の確立を図ることを目的とする。

雑 報

○ 裁 決 手 続 開 始 の 決 定 の 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成18年10月25日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成18年11月10日

愛媛県収用委員会

会長職務代理者 岩 倉 泰 子

1 起業者の名称

松山市

2 事業の種類

市道生石 212 号線改築工事（愛媛県松山市南吉田町地内）並びにこれに伴う県道交差点改良工事及び農業用水路付替工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積				受付年月日 受 付 番 号	種 類	
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)				
収 用	愛媛県松山市南吉田町	496番	田	田	2,105	2,105.90	195.61	愛媛県松山市南吉田町1029番地2 栗原 照富		耕作権	愛媛県松山市南吉田町1076番地 藤内 宏
使 用	愛媛県松山市南吉田町	496番	田	田	2,105	2,105.90	18.64 9.31	愛媛県松山市南吉田町1029番地2 栗原 照富		耕作権	愛媛県松山市南吉田町1076番地 藤内 宏